# 名古屋港管理組合公報

平成22年3月31日

(水曜日)

号外第241号

	目	次	
	条	例	
○特別職の職員の給与等に関する条例の	の一部を改正する条	例	1
			2
○職員の退職手当に関する条例の一部を	を改正する条例 …		8
	規	則	
○職員の退職手当に関する条例施行規則	則の一部を改正する	規則	
○失業者の退職手当支給規則の一部を記	改正する規則		
○非常勤の職員の公務災害補償等に関	する条例施行規則の	一部を改正する規則	
	雑	報	
○名古屋港管理組合副管理者の任期満	了		
	久	<i>√E</i> II	
	木	נילן	

平成二十二年三月三十一日特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

## 名古屋港管理組合条例第一号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に改める。 三十五」」に、「「百分の百六十」と、同項第二号中「百分の百六十」」を「「百分の百四十五」と、「百分の百五十」」に、第二条第三項中「「百分の三百」とあるのは「百分の三百三十五」と、同項第一号中「百分の百四十」」を「「百分の百特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「百十六万一千円」を「百十万円」に改める。

別表第二中「一万三千三百円」を「一万二十六百円」に、

| 委員 | 日額一万五千二百円 | 日額一万六千百五十円 | 日額一万六千百五十円 | 公務災害補償等審査会

にある者の旅費相当額旅費条例に規定する八級の職務

₩

委員会長公務災害補償等審査会	日額一万三十五百円日額一万五十三百円	にある者の旅費相当旅費条例に規定する
営アドバイザー名古屋港管理組合港湾政策経	日額一万二千六百円	旅費相当額旅費条例に規定する
名古屋港景観アドバイザー	日額一万二千六百円	にある者の旅費相当旅費条例に規定する

|額||紅級の職務

特別職員の

に致める。

領 八級の職務

# 金宝

(権行財日)

則第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附1

(期末手当に関する特例措置)

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例第二条第三項の規定により平成二十二年三月に支給する期

は、支給しない。る緒しない。る額しない。る額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当こ角に差し引いた期末手当の額(以下「基準額」という。)から、第一号及び第二号に掲げる額の合計額(以下「調整す末手当の額は、この条例による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第二条第三項の規定により、平成二十一年十

- → 平成二十一年六月に支給された期末手当の額に百六十分の十五を乗じて得た額
- 二 平成二十一年十二月に支給された期末手当の額に百二十五分の十を乗じて得た額

(秦任)

- sp 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
  - (特別職の職員及び職員の給料の特例に関する条例の一部改正)
- する。
  4 特別職の職員及び職員の給料の特例に関する条例(平成十九年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正

題名を次のように改める。

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例

条を加える。定する専任副管理者(以下「専任副管理者」という。)」に、「百分の十」を「百分の二十」に改め、同条の次に次の一第一条中「第一条第二号に掲げる職員(愛知県又は名古屋市の特別職の職にある者を除く。)」を「第二条第一項に規

(専任副管理者の期末手当の額の特例)

を切り捨てた額)を減じた額とする。 定により支給することとなる額から、当該額に百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これ第一条の二 専任副管理者の特例期間における期末手当の額は、特別職条例第二条第三項の規定にかかわらず、同項の規

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

ら。 5つ。 非常動の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する

各号を削る。第二条中「次に掲げる者」を「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の適用を受ける者」に改め、同条

める。第十六条中「、第四十六条及び第四十六条の二(船員である職員に関する部分に限る。)」を「及び第四十六条」に改

給与条例の一部を改正する条例を公布する。

字成11十11年111<u>年111</u>十1日

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

#### 名古屋港管理組合条例第二号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

#### 行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	7級	8級	9級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	128,200	155,800	222,900	238,600	256,600	285,300 (326,100)	344,400	420,600	441,300
2	129,200	157,100	224,900	240,700	258,800	287,600 (328,700)	(395,200) 347,300 (398,000)	424,000	445,100
3	130,200	158,400	226,800	242,800	260,900	289,800	350,200	427,400	448,900
4	131,200	159,700	228,700	244,900	263,000	(331,300) 292,000	(400,800) 353,100	430,800	452,700
5	132,100	161,000	230,600	246,900	265,100	(333,900)	(403,600) 356,000	434,100	456,400
6	133,200	162,900	232,600	249,000	267,300	(336,400) 296,500	(406,400) 358,900	437,500	460,300
7	134,200	164,800	234,600	251,100	269,500	(339,000) 298,800	(409,000) 361,800	440,900	464,200
8	135,200	166,600	236,600	253,200	271,600	(341,600)	(411,500) 364,600	444,200	468,000
9	136,200	168,400	238,600	255,300	273,700	(344,200)	(414,000) 367,400	447,500	471,800
10	137,300	170,400	240,700	257,500	275,900	(346,700)	(416,500) 370,000	450,900	475,600
11	138,300	172,300	242,700	259,600	278,100	(349,300)	(419,000) 372,600	454,200	479,400
12	139,300	174,200	244,700	261,700	280,300	(351,800)	(421,500) 375,100	457,500	483,200
						(354,300)	(424,000)		

13	140,300	176,100	246,700	263,800	282,500	312,700	377,600	460,800	487,000
14	141,400	178,100	248,800	266,000	284,700	(356,800) 315,100	(426,400) 380,100	464,000	490,800
15	142,500	180,000	250,900	268,100	286,900	(359,300) 317,500	(428,500) 382,600	467,200	494,600
16	143,600	181,900	253,000	270,200	289,100	(361,700) 319,900	(430,600) 385,000	470,300	498,300
17	144,600	183,800	255,100	272,300	291,300	(364,100) 322,200	(432,700) 387,400	473,400	502,000
18	145,800	185,900	257,200	274,500	293,500	(366,500) 324,700	(434,800) 389,700	476,400	505,700
19	147,000	188,000	259,200	276,600	295,700	(369,000) 327,200	(436,600) 392,000	479,400	509,400
20	148,100	190,000	261,200	278,700	297,900	(371,400) 329,700	(438,400) 394,300	482,300	513,000
21	149,200	192,000	263,200	280,800	300,100	(373,800) 332,100	(440,200) 396,500	485,200	516,600
22	150,400	194,100	265,300	283,000	302,300	(376,200) 334,700	(441,900) 398,800	487,900	520,100
23	151,600	196,200	267,300	285,200	304,500	(378,600) 337,300	(443,300) 401,100	490,600	523,500
$\begin{array}{ c c c c c } \hline & 23 \\ \hline & 24 \end{array}$	152,800	198,200	269,300	287,300	304,300	(380,900) 339,800	(444,700) 403,400	493,300	526,900
25	154,000	200,200	271,300	289,400	308,900	(383,200)	(446,100)		530,300
$\begin{vmatrix} 25 \\ 26 \end{vmatrix}$	155,500	200,200	273,400	289,400	311,200	342,300 (385,500) 344,700	405,600 (447,500) 407,800	496,000 498,300	530,300
$\begin{array}{ c c c } \hline & 26 \\ \hline & 27 \\ \hline \end{array}$	157,000	202,300	275,400	291,700	311,200	(387,800) 347,100	(448,800) 410,000	498,300 500,600	533,700
28	158,500		277,400		315,800	(390,000)	(450,100)		
		206,500		296,100		349,500 (392,200)	412,200 (451,400)	502,800	540,500
29	160,000 161,900	208,500 210,600	279,400 281,500	298,300 300,600	318,000 320,400	351,800 (394,400)	414,300 (452,700)	505,000	543,800
30						354,100 (396,600)	416,000 (454,000)	507,100 509,200	547,200
31	163,800	212,700	283,500	302,900	322,700	356,400 (398,800)	417,700 (455,300)		550,600
32	165,700	214,700	285,500	305,100	325,000	358,600 (401,000)	419,400 (456,600)	511,300	553,900
33	167,500	216,700	287,500 289,600	307,300	327,300	360,800 (403,200)	421,100 (457,900)	513,400	557,200
34	169,300	218,800	,	309,600	329,700	363,000 (404,900)	422,600 (459,200)	515,100	560,500
35	171,100	220,900	291,600	311,900	332,100	365,200 (406,600)	424,100 (460,500)	516,800	563,700
36	172,900	222,900	293,600	314,100	334,400	367,400 (408,300)	425,600 (461,700)	518,500	566,900
37	174,700	224,900	295,600	316,300	336,700	369,600 (409,900)	427,000 (462,900)	520,100	570,100
38	176,500	226,900	297,700	318,500	339,000	371,800 (411,600)	428,300 (463,700)	521,600	573,100
39	178,200	228,900	299,700	320,700	341,300	373,900 (413,200)	429,600 (464,500)	523,100	576,100
40	179,900	230,900	301,700	322,900	343,600	376,000 (414,800)	430,900 (465,300)	524,600	579,100
41	181,600	232,800	303,700	325,000	345,800	378,100 (416,400)	432,100 (466,000)	526,100	582,000
42	183,300	234,800	305,700	327,000	348,000	380,000 (417,900)	433,200 (466,800)	527,600	585,000
43	184,900	236,700	307,700	329,000	350,100	381,900 (419,400)	434,200 (467,600)	529,100	588,000
44	186,500	238,600	309,700	331,000	352,200	383,800 (420,900)	435,200 (468,400)	530,600	591,000
45	188,100	240,500	311,700	332,900	354,300	385,600 (422,400)	436,200 (469,100)	532,000	593,900
46	189,700	242,400	313,700	334,800	356,300	387,500 (423,600)	437,000 (469,900)	533,300	596,900
47	191,200	244,300	315,700	336,700	358,200	389,400 (424,800)	437,800 (470,700)	534,600	599,900
48	192,700	246,200	317,600	338,600	360,100	391,200 (425,900)	438,600 (471,500)	535,800	602,900
49	194,200	248,100	319,500	340,500	362,000	393,000 (427,000)	439,300 (472,200)	537,000	605,800
50	195,700	250,000	321,500	342,400	363,900	394,400 (427,800)	440,100 (473,000)	538,300	608,800
51	197,200	251,900	323,400	344,300	365,800	395,700 (428,500)	440,900 (473,800)	539,600	611,800
52	198,600	253,800	325,300	346,200	367,700	397,000 (429,200)	441,700 (474,600)	540,800	614,800
53	200,000	255,700	327,200	348,100	369,600	398,300 (429,900)	442,400 (475,300)	542,000	617,700
54	201,400	257,600	328,900	349,700	371,300	399,600 (430,700)	443,200 (476,100)	543,300	620,700
	I	I	<u> </u>	I	l .	I	l l		

55	202,800	259,500	330,600	351,300	372,900	400,800	444,000	544,600	623,700
56	204,200	261,400	332,300	352,800	374,500	(431,400) 402,000	(476,900) 444,800	545,800	626,700
57	205,500	263,200	334,000	354,300	376,100	(432,100) 403,200	(477,700) 445,500	547,000	629,600
58	206,800	265,100	335,600	355,800	377,700	(432,800) 404,300	(478,400) 446,300	548,300	632,600
59	208,100	266,900	337,200	357,300	379,300	(433,600) 405,300	(479,200) 447,100	549,600	635,600
60	209,400	268,700	338,800	358,700	380,800	(434,300) 406,300	(480,000) 447,900	550,800	638,600
61	210,700	270,500	340,400	360,100	382,300	(435,000) 407,300 (435,700)	(480,800) 448,600	552,000	641,500
62	211,900	272,200	341,900	361,200	383,400	408,100 (436,500)	(481,500) 449,400 (482,300)		
63	213,100	273,900	343,400	362,200	384,500	408,800 (437,200)	450,200 (483,100)		
64	214,200	275,600	344,900	363,200	385,500	409,500 (437,900)	451,000 (483,900)		
65	215,300	277,200	346,400	364,200	386,500	410,200 (438,600)	451,700 (484,600)		
66	216,500	278,300	347,800	365,200	387,400	411,000 (439,400)	452,500 (485,400)		
67	217,700	279,400	349,200	366,200	388,300	411,700 (440,100)	453,300 (486,200)		
68	218,800	280,500	350,600	367,200	389,200	412,400 (440,800)	454,100 (487,000)		
69	219,900	281,600	351,900	368,200	390,000	413,100 (441,500)	454,800 (487,700)		
70	221,100	282,600	353,100	369,100	390,800	413,900 (442,300)	455,600 (488,500)		
71	222,200	283,600	354,300	370,000	391,600	414,600 (443,000)	456,400 (489,300)		
72	223,300	284,600	355,500	370,900	392,400	415,300 (443,700)	457,200 (490,100)		
73	224,400	285,600	356,700	371,800	393,100	416,000 (444,400)	457,900 (490,800)		
74	225,300	286,600	357,700	372,500	393,900	416,800 (445,200)	458,700 (491,600)		
75	226,200	287,600	358,700	373,200	394,700	417,500 (445,900)	459,500 (492,400)		
76	227,000	288,500	359,700	373,900	395,400	418,200 (446,600)	460,300 (493,200)		
77	227,800	289,400	360,700	374,600	396,100	418,900 (447,300)	461,000 (493,900)		
78	228,700	290,400	361,600	375,300	396,900	419,700 (448,100)	461,800 (494,700)		
79	229,600	291,300	362,500	376,000	397,700	420,400 (448,800)	462,600 (495,500)		
80	230,400	292,200	363,400	376,700	398,400	421,100 (449,500)	463,400 (496,300)		
81	231,200	293,100	364,300	377,400	399,100	421,800 (450,200)	464,100 (497,000)		
82	232,100	294,000	365,000	378,100	399,900	422,600 (451,000)	464,900		
83	233,000	294,900	365,700	378,800	400,700	423,300 (451,700)	465,700		
84	233,800	295,800	366,400	379,500	401,400	424,000 (452,400)	466,500		
85	234,600	296,700	367,100	380,200	402,100	424,700 (453,100)	467,200		
86	235,500	297,600	367,800	380,900	402,900	425,500 (453,900)	468,000		
87	236,400	298,400	368,500	381,600	403,600	426,200 (454,600)	468,800		
88	237,200	299,200	369,200	382,300	404,300	426,900 (455,300)	469,600		
89	238,000	300,000	369,900	383,000	405,000	427,600 (456,000)	470,300		
90	238,900	300,700	370,600	383,700	405,800	428,400 (456,800)	471,100		
91	239,700	301,400	371,300	384,400	406,500	429,100 (457,500)	471,900		
92	240,500	302,100	371,900	385,100	407,200	429,800 (458,200)	472,700		
93	241,300	302,800	372,500	385,800	407,900	430,500 (458,900)	473,400		
94	242,000	303,500	373,100	386,500	408,700	431,300 (459,700)	474,200		
95	242,600	304,200	373,700	387,200	409,400	432,000 (460,400)	475,000		
96	243,200	304,900	374,200	387,900	410,100	432,700 (461,100)	475,800		
						l ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '			<u> </u>

97	243,800	305,600	374,700	388,500	410,800	433,400	476,500	
98	244,300	306,300	375,300	389,200	411,600	433,400 (461,800) 434,200		
99	244,800	307,000	375,900	389,900	412,300	434,900		
100	245,200	307,700	376,400	390,600	413,000	435,600		
101	245,600	308,300	376,900	391,200	413,700	436,300		
102	246,100	308,900	377,500	391,900	414,500	437,100		
103	246,600	309,500	378,100	392,600	415,200	437,800		
104	247,000	310,100	378,600	393,300	415,900	438,500		
105	247,400	310,600	379,100	393,900	416,600	439,200		
106	247,900	311,100	379,700	394,600	417,400	440,000		
107	248,400	311,600	380,300	395,300	418,100	440,700		
108	248,800	312,000	380,800	396,000	418,800	441,400		
109	249,200	312,400	381,300	396,600	419,500	442,100		
110		312,900	381,900	397,300	420,300	442,900		
111		313,300	382,500	398,000	421,000	443,600		
112		313,700	383,000	398,700	421,700	444,300		
113		314,100	383,500	399,300	422,400	445,000		
114		314,500	384,100	400,000	423,200			
115		314,900	384,700	400,700	423,900			
116		315,300	385,200	401,400	424,600			
117		315,700	385,700	402,000	425,300			
118		316,100	386,300	402,700	426,100			
119		316,500	386,900	403,400	426,800			
120		316,900	387,400	404,100	427,500			
121		317,300	387,900	404,700	428,200			
122		317,700	388,500	405,400	429,000			
123		318,100	389,100	406,100	429,700			
124		318,500	389,600	406,800	430,400			
125		318,900	390,100	407,400	431,100			
126		319,300	390,700	408,100	431,900			
127		319,700	391,300	408,800	432,600			
128		320,100	391,800	409,500	433,300			
129		320,500	392,300	410,100	434,000			
130		320,900		410,800	434,800			
131		321,300		411,500	435,500			
132		321,700		412,200	436,200			
133		322,100		412,800	436,900			
134		322,500		413,500				
135		322,900		414,200				
136		323,300		414,900				
137		323,700		415,500				
138		324,100		416,200				

			1	
139	324,500	416,900		
140	324,900	417,600		
141	325,300	418,200		
142	325,700	418,900		
143	326,100	419,600		
144	326,500	420,300		
145	326,900	420,900		
146		421,600		
147		422,300		
148		423,000		
149		423,600		
150		424,300		
151		425,000		
152		425,700		
153		426,300		
154		427,000		
155		427,700		
156		428,400		
157		429,000		

## 備考

- 1 この表の 6 級の 1 号給から 97 号給までの括弧内の金額は、 6 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の 7 級の 1 号給から 81 号給までの括弧内の金額は、 7 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

# 別表第2 (第5条関係)

行政職等給料表

職務の級	給料月額				
1 級	139,200				
2級	173,900				
3級	200,000				
4級	212,100				
5級	244,600 (258,700)				
6 級	266,200				
7級	281,100 (299,300)				
8級	330,100 (360,300)				
9級	407,500				

#### 備考

- 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定

するものに適用する。

- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。 万二千円)」を「二千五百円」に改め、同条第三項中「(その額が九千五百円を超えるときは、九千五百円)」を削る。第十条の三第二項中「九千五百円(名古屋市、東海市、知多市、弥富市及び飛島村内の住居に居住する者にあつては一

- 第二十一条第三項及び第四項を次のように改める。に第一項及び前項に定める割合に百分の二十五を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。る場合を含む。以下この項において同じ。)及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、一時間当たりの給与額間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用す4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が一箇月について六十時
- にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十)とする。いては百分の百五十(管理者の定める管理又は監督の地位にある職員(以下第六項を除き「特定管理職員」という。)3 前項の期末手当基礎額に乗じる割合は、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合にお
- のは「百分の七十五」とする。 分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とある よ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百

第二十一条の二第三項及び第四項を次のように改める。

- とする。3 前項第一号の動勉手当基礎額に乗じる支給する時期ごとの割合は、百分の七十(特定管理職員にあつては百分の九十)
- の四十五)とする。4 第二項第二号の勤勉手当基礎額に乗じる支給する時期ごとの割合は、百分の三十五(特定管理職員にあつては、百分

#### 图 图

(裾行野口)

- (最高号給を超える給料月額等の切替え等)」 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第六項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 又は給料月額は、管理者が定める。 職員及び同日に休職していた職員で管理者の定めるもの(次項の規定の適用を受ける者を除く。)の施行日における号給2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた

(施行日前の異動者の号給等)

給又は給料月額は、管理者が定める。する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の施行日における号する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の施行日における号。 平成二十一年四月一日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属

(給与条例第二十一条第七項に基づき平成二十二年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

- この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整する額」という。)に相当する額を減じた額とする。を適用した場合の改正前の条例第二十一条第七項の規定により差し引いた期末手当の額(以下この頃において「基準額」に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)附則第六項の規定は、第一条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。)第二十一条第七項に基づき平成二十二年三月
  - める月数を減じた月数)を乗じて得た額給さ月数のる月数で減じた月数)を乗じて得た額給されなかった期間その他の管理者が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定から施行日の属する月までの月数 (同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支条の三第二項に規定する管理者の定める額を除く。)の月額の合計額に一万分の百四十二を乗じて得た額に、同年四月給料をいう。)、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当(改正後の条例第十一組合条例第四号)第二条の規定の適用を受ける職員にあっては、同条の規定を適用しないこととした場合に受けるべきった日)において職員が受けるべき給料(特別職の職員及び職員の給料の特例に関する条例(平成十九年名古屋港管理一年成二十一年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となっては、新たに職員とな
  - を乗じて导と領ニ・平成ニ十一年六月及び同年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の額並びに基準額の合計額に一万分の百四十二二
  - 三 平成二十一年六月及び同年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額
    - イ 平成二十一年六月に支給された期末手当 百四十分の十五 (特定管理職員にあっては百二十分の十五)
    - ロ 平成二十一年十二月に支給された期末手当 七十分の十(特定管理職員にあっては五十分の十)
  - (委任) 、 平成二十一年六月及び同年十二月に支給された勤勉手当 七十五分の五(特定管理職員にあっては九十五分の五)
- (旅費条例の一部改正) 5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 十九条を徐く。)」を加える。 第二条第二項中「関する規定」の下に「(旂曹法第六条第一項(支度料に係る部分に限る。)及び第十二項並びに第三6 旂曹条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

(隣過莊嗣)

発した旅行については、なお従前の例による。 7 前項の規定による改正後の旅費条例の規定は、平成二十二年四月一日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十二年三月三十一日

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

#### 名古屋港管理組合条例第三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

- 2 職員が退職した場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に伴う退職手当は支給しない。
  - 一 退職の日又はその翌日に再び職員となったとき。
  - をいう。以下同じ。)となつたとき。職員をいう。以下同じ。)となつたとき。職員をいう。以下同じ。)又は名古屋市の職員(職員退職手当条例(昭和三十一年名古屋市条例第二十号)にいう職員二、退職の日又はその翌日に愛知県の職員(職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年愛知県条例第二十六号)にいう

第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

- 第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
  - → 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
  - ニー子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
  - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- ては、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。は、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母についる 前項に掲げる者の退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつて
- る 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、退職手当の額をその人数によつて等分する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
  - 一 職員を故意に死亡させた者
- 者を牧意に死亡させた者二・職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき

退職手当条例(昭和三十一年名古屋市条例第二十号)にいう職員をいう。以下同じ。)」を削る。「(職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年愛知県条例第二十六号)にいう職員をいう。以下同じ。)」及び「(職員第七条第三項中「第九条第二号から第四号までの一」を「第十四条第一項各号のいずれか」に改め、同条第五項第二号中

第九条を次のように攻める。

#### 第九条 削除

う。)に一に改める。第十条中「一般の退職手当に」を「第三条、第五条及び第五条の二の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」とい

める。の支給」に、「退職手当の額が」を「一般の退職手当等の額が」に、「退職手当の額との」を「当該退職手当の額との」に改第十一条中「退職手当の支給」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)

第十二条及び第十二条の二を削り、第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(定義)

- 第十三条 この条から第二十条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - を理由として失わせる処分をいう。 一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違
  - る職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。た場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当す当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止され条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第二十条までにおいて同じ。)の日において三、退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この

第十四条を次のように致める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

- こととする処分を行うことができる。の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しない容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十四条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者
  - 一懲戒免職等処分を受けて退職をした者
  - 退職をした者」 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる
- るべき者に通知しなければならない。
  2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受け
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、

掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。当該処分の内容を名古屋港管理組合公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その

第十四条の二及び第十四条の三を削る。

(退職手当の支払の差止め)第十八条を第二十四条とし、第十五条から第十七条までを六条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の六条を加える。

- に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。第十五条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者
  - その判決の確定前に退職をしたとき。(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、「職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法
  - 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
     中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
     三、退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間
- 差し止める処分を行うことができる。 に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を<br />
  3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれか
  - つて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであ一 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関
  - る相当な理由があると思料するに至つたとき。の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足り引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違二、当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての
- を行うことができる。するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職
- ることができる。 当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立て行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、
- が支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すこと合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場
  - 判決が確定した場合・判決が確定した場合・当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の一、当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の
  - ない処分があつた日から六月を経過した場合があった場合であった場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しが確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分二、当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決
  - つ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合三」当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、か
- さなければならない。 る処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消ら 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定によ
- げるものではない。に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨り 前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情
- が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十一条の規定の適用については、当該支払差止処分
- きは、当該一般の退職手当等は、支払わない。とする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であると払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものの額の支払を受けるに至つたときを合む。) において、当該退職をした者が既に第十一条の規定による退職手当の額の支ま当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職等、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合によいて、当該一般の退職
- (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)い 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。
- おいて、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第ずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合に第十六条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のい

- 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。十四条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該
- に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)
- とき。地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けた二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し
- るべき行為をしたと認めたとき。該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受け三、当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当
- 般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十四条第一項に規定する事情を勘案して、当該一以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職
- を聴取しなければならない。 3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見
- 見の聴取について準用する。
  4 名古屋港管理組合行政手続条例(平成七年名古屋港管理組合条例第五号)第三章第二節の規定は、前項の規定による意
- ら 第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。
- (退職をした者の退職手当の返物)こととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しない
- 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。及び第十九条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあつては、当該退職手当の額(次条及び第十九を受けていなければ第十一条の規定による退職手当のうち管理者が別に定めるものの支給を受けることができた者(次条該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給するときは、当該退職に係る退職手当等理機関は、当該退職をした者に対し、第十四条第一項に規定する事情のほか、当第十七条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当
  - 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - 再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
    一 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し
  - をしたと認めたとき。当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為三、当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、
- 職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。 払を受けている場合(受けることができる場合を合む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退<br/>と 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十一条の規定による退職手当のうち管理者が別に定めるものの額の支
- 3、第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。
- ばならない。4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなけれ
- 5 名古屋港管理組合行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- (遺族の退職手当の返納) ら 第十四条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。
- 給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十四条第一項合む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を第十八条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般
- 2 第十四条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- いて準用する。3 名古屋港管理組合行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取につ

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑話受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退江項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職をした者が当該一般の退該予当等の気給者の相続人(包款退職の日から六月以内に第十七条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第た後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当常、当該をによる迅職の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当

当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相て、当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相

- た場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつ退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十七条第一項又は前条第一項の規定による処分は職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十七条第五項又は前条第三項において準用する名古屋港管理組合
- 当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。額(当該退職をした者の気存を行うことができる。額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十五条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)が、当該退職の日から六月以内に職期
- は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退きは、当該退職に保る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十七条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとは、退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、
- は、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつて月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分る処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から大ての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十七条第一項の規定によら、退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員とし
- 各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第一項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又ら 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十四条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相
- る古屋港管理組合行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十七条第四項の規定による意見の聴取り第十四条第二項並びに第十七条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

(諮問)について準用する。

から第五項までの規定による処分を行おうとするときは、管理者が別に定める機関に諮問しなければならない。第二十条 退職手当管理機関は、第十六条第一項第三号若しくは第二項、第十七条第一項、第十八条第一項又は前条第一項

当 说

(裾行財口)

- この条例は、公布の日から施行する。

(凝過措置)

て適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当につい

# 規則

平成二十二年三月三十一日職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

## 名古屋港管理組合規則第一号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「第十二条第三項」を「第二条の二第三項」に改める。第六条第二項中「第十二条第一項第二号又は第三号」を「第二条の二第一項第二号又は第三項中職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

「一時差止処分」を「支払差止処分」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項及び第六項を削る。「管理者」を「退職手当管理機関」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「管理者」を「退職手当管理機関」に、第二項の規定による一時差止処分」を「第十五条第四項に規定する支払差止処分(以下「支払差止処分」という。)」に、第九条の見出しを「(退職手当の支払の差止め)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十四条の二

第十条を次のように改める。

(退職手当の返納)

- 屋港管理組合規則第八号)第二条第二項及び第四項に規定する退職手当とする。第十条条例第十七条第一項に規定する「管理者が別に定めるもの」とは、失業者の退職手当支給規則(昭和五十三年名古
- に規定する退職手当とする。2 条例第十七条第二項に規定する「管理者が別に定めるもの」とは、失業者の退職手当支給規則第二条第一項及び第三項

第十条の次に次の一条を加える。

(書面の様式等)

給制限その他処分に関し必要な事項は、総務部長が定める。第七項において準用する場合を含む。)及び第九条各項の書面の様式並びに条例第十三条から第十九条までに規定する支第十条の二条例第十四条第二項(条例第十五条第十項、第十六条第五項、第十七条第六項、第十八条第二項及び第十九条

#### 密 副

(裾行財口)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(凝過描層)

当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。 2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋港管理組合規則第二号

失業者の退職手当支給規則の一部を攻正する規則

第一条 失業者の退職手当支給規則(昭和五十三年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

する一般の退職手当等」に改める。第二条第一項第一号中「第九条に規定する一般の退職手当及び条例第十条の規定による退職手当」を「第十一条に規定

当する」に改める。第十三条第一項中「第九条第二号、第三号又は第四号の規定により退職した」を「第十四条第一項各号のいずれかに該

第二条 失業者の退職手当支給規則の一部を次のように改正する。

第一項第一号ローに改める。
イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」を「第五十六条の二」を「第五十六条の三」と改め、同条第九項第一号中「第五十六条の二第一項第一号

第十六条第一項中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の三第一項第二号」に改める。

#### 別 別

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋港管理組合規則第三号

非常動の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正する。 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように

第二十八条の二第一項に次の一号を加える。

五 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である者

#### 图 强

この規則は、公布の日から施行する。

# 雑報

名古屋港管理組合副管理者愛知県副知事西村眞は、平成22年3月31日任期満了した。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合